

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（第3回）
議事概要

開催日時：平成30年2月20日（火）11:00～11:20

場 所：官邸2階小ホール

出席者：

議長	野上浩太郎	内閣官房副長官
議長代理	牧野たかお	国土交通副大臣
副議長	古谷一之	内閣官房副長官補
	新原浩朗	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	粕淵 功	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
	篠原俊博	総務省大臣官房審議官
	大鹿行宏	財務省主計局次長
	山下 治	文部科学省大臣官房文教施設企画部長
	坂口 卓	厚生労働省大臣官房総括審議官
	井上 真	厚生労働省大臣官房審議官
	天羽 隆	農林水産省大臣官房総括審議官
	福島 洋	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
	曳野 潔	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長
	内田欽也	国土交通省大臣官房地方課長
	五道仁実	国土交通省大臣官房技術審議官
	川元 茂	国土交通省大臣官房官庁営繕部長
	田村 計	国土交通省土地・建設産業局長
	藤井直樹	国土交通省鉄道局長
	平井啓友	防衛省施設監

議事：

（1）「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」策定後の動き

○国土交通省土地・建設産業局長より、資料1により、民間発注の4分野に関する調査の概要等、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」策定後の動きについて説明があった。

（2）建設業における働き方改革に向けた取組状況

○国土交通省土地・建設産業局長より、資料2により、平成29年度補正予算・平成30年度予算案に盛り込まれている施策と公共工事設計労務単価の改訂について説明があった。

- 国土交通省大臣官房技術審議官より、資料2により、施行時期の平準化や週休2日工事の拡大等、直轄工事における取組状況について説明があった。
- 厚生労働省大臣官房審議官より、資料3により、助成金の見直し等、厚生労働省における建設業への支援対策の取組状況について説明があった。
- 農林水産省大臣官房総括審議官より、資料4により、農林水産省の直轄工事における働き方改革の取組状況について説明があった。
- 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官より、資料5により、電力・ガス分野等における建設工事の働き方改革の取組状況について説明があった。
- 防衛省施設監より、資料6により、防衛省の直轄工事における働き方改革の取組状況について説明があった。

(報道関係者入室)

○牧野国土交通副大臣

建設業の働き方改革に関して、関係省庁の皆様から多大な御支援をいただいていることに、改めて感謝を申し上げます。

建設業はいわば「人」で成り立っている産業であり、国土交通省としても率先して働き方改革に取り組んでいく。まず、直轄工事において、週休2日工事の拡大や、ICT施工を通じた現場の生産性の向上など、他の発注機関の参考となるような取組を積極的に推進してまいりたい。

また、来月1日から改訂される公共工事設計労務単価についても、着実に現場の賃金の上昇につながるよう、各建設業界に対してもしっかりと働きかけていく。

建設業においては、現場で働く方々の安全と健康の確保も極めて重要である。しかし、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設の工事を例にとっても、昨年の新国立競技場での痛ましい事案に続いて、先月29日にも、選手村の工事現場で死亡災害が発生するなど、これまでに重大事故が7件発生している。国土交通省としては、現場で働く方々の安全と健康の確保のためにも、働き方改革の取組を進めていきたいと考えているので、引き続き、関係省庁の皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○野上内閣官房副長官

本日は、国土交通省をはじめ関係の深い省庁から、建設業の働き方改革に資する取組状況等について説明いただいた。その中で、これまで実態が十分に把握できていなかった民間発注工事の分野に関しても、工期を設定する際の課題や行政で取り組むべき事項など、一定の認識共有を図ることができた。

関係省庁の皆様におかれては、第1に、公共工事において、あらゆる発注機関に週

休2日工事を浸透させるため、まずは、各省庁の直轄工事での導入や件数の大幅な拡大に取り組み、あわせて、実態に即した経費の補正も行っていただくようお願いしたい。また、債務負担行為を活用して、来年度工事の早期の発注や複数年度での柔軟な契約など、平準化対策も一層進めていただくようお願いしたい。

第2に、民間発注工事においても、公共工事設計労務単価の活用や社会保険未加入業者の排除、建設業の退職金共済制度の普及などが進むよう、所管の業界団体等に対して働きかけをお願いしたい。また、各省庁の補助金などを受けて発注される民間工事においても、公共工事と同様に、十分に余裕のある工期を確保する観点から、迅速な交付決定や繰越制度の積極的な活用に努めるよう、お願いしたい。

最後に、これらの取組を進めつつ、昨年8月に申し合わせた「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、その改訂に向けて、国土交通省を中心に省庁横断的な検討、調整に着手をしてほしい。その際、関連する法制度や指針の改正など、中長期的な視点に立った検討を行っていただくよう、お願いする。

建設業に関しても、罰則付きの時間外労働規制に関する5年の猶予期間を単に待つのではなくて、その間にも政府一丸となった取組を加速していきたいと考えているので、一層の御尽力をお願いしたい。

(以上)